



1人10万円給付 特別定額給付金の申請が始まっています

給付対象者： 基準日(令和2年4月27日)に町の住民基本台帳に記録されている方
 手続きを行う人： 世帯主が同一世帯全員分の申請を行います
 受付期間： **8月15日(土)(当日消印有効)まで** ※お早めに申請をお願いします
 給付予定日： 受付から約2週間程度で指定口座への振込み

※給付金の申請と給付方法
 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、給付金の申請は、郵送またはオンラインでの申請をお願いします。
 なお、給付金は申請した世帯主の口座への振込みとなります。
 問合せ 企画政策課特別定額給付金担当 ☎95-1111

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言の解除

令和2年4月7日に国から発令された新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言は、5月26日に解除となりました。しかしながら、今後再び感染が拡大する可能性もあり、そのリスクを考え引き続いて感染症拡大防止対策を行うことが必要です。国から示された、新型コロナウイルスの感染を予防する「新しい生活様式の実践例」により、一人ひとりが感染対策への意識を強く持ちましよう。

町民の皆さまには、マスクの着用や人との間隔を空け「3つの密」を避けるなど、基本的な感染対策にご協力をお願いいたします。

感染防止に留意しつつ町内の公共施設などを再開します

施設名	再開方針	
各小中学校	6月1日(月)から、通常日課にて学校および給食を再開	
放課後児童クラブ	6月1日(月)から小学校の再開に合わせて、通常運営	
保育園	登園自粛要請を解除	
幼稚園	6月1日(月)から分散登園にて開園	
ふれあいプラザさかえ	ふれあいセンター	6月2日(火)から窓口業務再開、7月1日(水)以降の施設利用申請を受付開始 当面、町主催事業のみの使用から再開し、順次、状況に応じて利用拡大
	図書室	6月2日(火)から図書の貸し出しや返却を再開し、順次、状況に応じて利用拡大
	文化ホール	7月31日(金)まで休業を延長し、8月1日(土)より再開予定
	悠遊亭	6月30日(木)まで休業を延長し、7月1日(金)より再開予定
	キッズランド	6月30日(木)まで休業を延長し、7月1日(金)より事前の電話予約制で利用開始
子育て包括支援センター	6月2日(火)から窓口業務再開	
住民活動支援センター	6月30日(木)まで休業を延長し、7月1日(金)より再開予定	
町民体育館、学校グラウンド	6月30日(木)まで休業を延長し、7月1日(金)より再開予定 (学校体育館は、当面の間休業)	
水と緑の運動広場、房総のむらテニスコート及び多目的広場	6月2日(火)から利用再開	
ドラムの里	6月2日(火)から利用再開	
町内各公園	6月1日(月)から利用再開、お祭りなど規模が大きい催しは、当面の間、制限します	
房総のむら	5月26日(火)から開館	
子育て支援センター「さくらんぼ」	6月30日(木)まで休業を延長し、7月1日(金)より利用開始	

町では、緊急事態宣言の解除を受け、政府の基本的対処方針に基づき、町施設の使用制限およびイベント開催についても、段階的に解除していきます。町民の皆さまには、「3つの密の回避」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指の衛生」は継続していただくとともに、当分の間は、不要不急の旅行などは慎重に対応していただきますようお願いいたします。



新しい生活様式の実践例

政府の基本的対処方針で示された「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れてほしい実践例が示されました。

●緊急事態宣言は解除されましたが、再度感染が拡大する可能性もあることから、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着にご協力をお願いします。

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をしているときは、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をしているときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのために、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

栄町独自の応援制度

子育て世帯応援給付金

経済的に影響を受けている子育て世帯に対し、国の「子育て世帯臨時特別給付金」に加え、栄町独自の生活支援として「子育て世帯応援給付金」を支給します。

「子育て世帯応援給付金」 町独自

該当する方には、お知らせ通知を6月5日(金)に発送しています
支給額

- 0歳から15歳までの児童手当を受給している世帯
子ども1人当たり1万円を支給
- 上記に加え、18歳までのひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯)
子ども1人当たり2万円を支給

申請方法

申請は不要(児童手当・児童扶養手当の指定口座に振込み)
(町から児童手当・特例給付の給付を受けている方、公務員の方は国の臨時特別給付金申請が済んでいる方、児童扶養手当を受けている方)

給付日

町独自の「子育て世帯応援給付金」と国の「子育て世帯臨時特別給付金」は、6月30日(火)に支給

問合せ

福祉・子ども課 ☎ 33-7707

中小企業等応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大幅に減少し、経営が悪化している町内中小企業などを応援するため、国の「持続化給付金制度」、千葉県「中小企業再建支援金制度」に加え、栄町独自に「中小企業等応援給付金」を支給します。

支給額

- 売上(令和2年1月~7月の内、任意の1月)が前年同月と比較して30%以上減少した町内中小企業等に対し10万円を支給
- 上記対象企業のうち飲食業に対し、5万円を加算

受付期間

受付: 6月10日(水)~8月31日(月)予定

問合せ 産業課産業振興班 ☎ 33-7713

医療・福祉事業者応援協力金

感染症予防の最前線で対策を講じている医療介護事業者や障がい福祉事業者などに対して、栄町独自に「医療・福祉事業者等応援協力金」を支給します。

支給額 1事業者に対し、10万円を支給

問合せ 健康介護課 ☎ 33-7708・7709 / 福祉・子ども課 ☎ 33-7707

新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県を中心とした各種支援 (今後追加支援・支援内容を拡充する可能性があります)

●個人・世帯向けの各種支援

支援策	概要	条件など	相談窓口	
子育て世帯への臨時特別給付金	0歳から15歳までを対象に1人1万円(児童手当対象者1人当たり1万円)	平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた人	福祉・子ども課児童福祉班 ☎ 33-7707	
家計が維持できない	緊急小口資金	[貸付上限] 20万円 [据置期間] 1年以内 [返済期間] 2年以内 ※無利子・保証人不要	休業などにより収入が減少した世帯	町社会福祉協議会 ☎ 95-1100
	総合支援資金	[貸付上限] 2人以上の世帯・月20万円、単身世帯・月15万円を3か月以内 [据置期間] 1年以内 [返済期間] 10年以内 ※無利子・保証人不要	失業などにより日常生活が困難な世帯	
住宅を失う・失うかも	住居確保給付金	一定期間、家賃相当額を給付 [給付上限] 1人世帯37,200円、2人世帯45,000円、3人世帯48,400円	離職や廃業後2年以内、または収入が減少している人。収入額や資産の条件があります	さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター ☎ 043-308-6332
療養のため仕事に行けない	傷病手当金	直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を労務日数で除した金額×3分の2×支給対象となる日数 ※日数には上限があります	国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入しており、新型コロナウイルスに感染、またはその疑いがあり、4日以上仕事を休んだ人	住民課国保年金班 ☎ 33-7706
税金などが支払えない	地方税の徴収猶予	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する全ての町税の納期を1年間猶予	収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少している、納税が困難な人 ※詳細は、ホームページでお知らせ	税務課収納対策室 ☎ 33-7703
	国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の減免	減免	主たる生計維持者の収入が前年に比べ30%以上減少すると見込まれる世帯(人) ※詳細は、ホームページなどでお知らせ	住民課国保年金班 ☎ 33-7706
	介護保険料の減免	減免	主たる生計維持者の収入が前年に比べ30%以上減少すると見込まれる第1号被保険者 ※詳細は、ホームページなどでお知らせ	健康介護課介護総務班 ☎ 33-7709
	水道料金・下水道使用料の支払猶予	支払猶予	支払が一時的に困難になった人	上下水道お客様センター ☎ 80-2700

●事業者向けの各種支援

支援策	概要	条件など	相談窓口	
売上げが減少した	持続化給付金	[給付額] 法人200万円・個人事業主100万円 ※昨年1年間の売上げからの減少分が上限	①売上が前年同月比で50%以上減少②2019年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する ③法人の場合は資本金または出資の総額が10億円未満、または常時使用する従業員が2,000人以下	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570
	千葉県中小企業再建支援金	テナント料の負担や感染症防止対策に係る経費などを支援 [給付額] 賃借している事業所がない場合20万円、1事業所を賃借している場合30万円、複数の事業所を賃借している場合最大40万円	売上が前年同月比で50%以上減少した県内に主たる事業所を有する中小企業・個人事業主 ※休業要請の有無などで支給額が異なります	県中小企業再建支援金相談センター ☎ 0570-044894
融資を受けたい	セーフティネット資金(4号・5号・危機関連保証)	4号・5号 [保証限度額] 一般保証と別枠で最大2億8,000万円 危機関連保証 [保証限度額] 最大2億8,000万円	売上が一定以上減少している中小企業者	千葉県信用保証協会 ☎ 043-221-8111
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	各貸付制度とは別枠で最大3億円 [据置期間] 5年以内	売上が前年または前々年比5%以上減少している中小企業者	日本政策金融公庫松戸支店 ☎ 047-367-1191
	農林漁業セーフティネット資金	長期運転資金を融資します [限度額] 1,200万円 [据置期間] 3年以内 [返済期間] 10年以内 その他、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金についても、貸付当初5年間無利子などの支援があります	資金繰りに著しい支障をきたし、経営維持が困難な事業者	日本政策金融公庫千葉支店 ☎ 043-238-8501
労働者に休んでもらう	雇用調整助成金	休業手当などを助成 [助成額] 労働者1人につき上限1日15,000円(国の2次補正予算成立後)	労働者に対して、一時的に休業などにより雇用の維持を図った事業者	千葉労働局職業対策課 ☎ 043-221-4393
	小学校休業等対応助成金(事業主向け)	[助成額] 労働者1人につき上限1日15,000円(国の2次補正予算成立後)	小学校などの臨時休業により、保護者に年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
仕事ができない	小学校休業等対応助成金(フリーランス向け)	[助成額] 上限1日7,500円(国の2次補正予算成立後)	小学校などの臨時休業により、個人で委託を受けた仕事などができなくなった人	
まずは相談したい	経営相談	中小企業、小規模事業者を対象に「資金繰りに不安がある」「利用客が激減している」などの相談を受付しています。		【平日】日本政策金融公庫松戸支店 ☎ 047-367-1191 【土・日・休日】千葉信用保証協会 ☎ 043-221-8111
	特別労働相談	賃金不払いや解雇など、労働問題に関する特別労働相談窓口です。		千葉県労働局総合労働相談コーナー ☎ 043-221-2303